

港湾工事共通特記仕様書

平成24年6月
国土交通省東北地方整備局
港湾空港部

1. 港湾工事共通特記仕様書(以下「共通特記仕様書」という。)は、東北地方整備局港湾空港部が発注する港湾工事その他これに類する工事(以下「工事」という。)に係る工事請負契約書(以下契約約款を含み「契約書」という。)及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要事項を定め、もって契約の適切な履行を図るものである。
2. 共通特記仕様書の適用は、各工事毎の港湾工事特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載のある項目についてのみ適用する。
3. 共通特記仕様

3-1 新技術活用

- (1) 受注者は、施工に先立ち当該工事内容について十分把握の上、新技術情報提供システム(NETIS)等を用い、有用と思われる新技術等の提案がある場合は、「公共工事等における新技術活用システム実施要領」、「新技術情報提供システム(NETIS)登録申請書の実施規約」に基づき、監督職員の確認を受け新技術の活用を行うことが出来る。
- (2) 受注者は、NETIS登録技術を含む技術提案により受注した場合は受注者の負担により、上記要領等に基づき、監督職員の確認を受け新技術の活用を行うこと。
- (3) 新技術の施工にあたっては、本特記仕様書によるほか「新技術情報提供システム(NETIS) URL://<http://www.netis.mlit.go.jp>」に掲載されているNETIS(申請情報等)に留意するものとする。
- (4) 新技術の施工において、当該技術に起因すると考えられる不具合が生じた場合は、監督職員に速やかに報告し協議を行うものとする。
- (5) 本工事によって知り得た当該新技術に係わる情報は、監督職員の許可無く公表してはならない。
- (6) 新技術の施工においては、「新技術活用効果調査」を行うものとする。ただし、活用申請書に対する受領通知書にその旨を記載した技術については調査する必要はない。

3-2 新技術活用に伴う活用効果調査及び試行調査

- (1) 新技術の活用にあたり、「新技術活用効果調査」を実施し、事前に活用申請書及び新技術活用等計画書を監督職員に提出しなければならない。また、併せて「新技術試行調査」を実施する場合は、事前に試行調査計画書を監督職員に提出しなければならない。なお、取りまとめにあたっては、NETIS申請者と十分に調整を行うものとする。
- (2) 「新技術試行調査」を実施する場合は、「新技術活用効果調査」の実施方法及び調査結果について、東北地方整備局が認可する機関(第三者機関)の確認を受けなければならない。
- (3) 「新技術活用効果調査」及び「新技術試行調査」は、NETIS登録情報を元に実施するものとする。
- (4) 「新技術活用効果調査」及び「新技術試行調査」の調査結果については許可無く公表してはならない。

3-3 再生資源の利用等

- (1) 建設副産物
建設副産物を搬入する場合又は建設副産物を搬出する場合は、工事着手時及び工事完了時に「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1[再生資源利用計画書(実施書)]及び様式2[再生資源利用促進計画書(実施書)]を監督職員に提出しなければならない。
- (2) 建設副産物情報交換システムの活用
本工事は、建設副産物情報交換システム(以下「システム」という。)の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。
なお、これにより難い場合には、監督職員と協議しなければならない。

3-4 情報ネットワークを活用した受発注者間の情報の電子化、共有化、承認経路の自動化と電子納品について

本工事は、情報ネットワークを活用した受発注者間の情報の電子化、共有化、承認経路の自動化と電子納品を実施する。

(1) 施工管理に関する情報化

- 1) 本工事に係わる提出書類の事務処理、施工管理においてインターネットと発注者が提供するシステム（工事帳票管理システム）を利用するものとする。詳細については監督職員の指示による。
- 2) 当該システムの使用可能時期、手続き等については監督職員の指示による。
- 3) システム利用に際して支障が生じた場合には、監督職員に報告し指示を得なければならない。
- 4) システム利用に係わるユーザ名、パスワード等の管理については、他に漏らしてはならない。

(2) 電子納品

- 1) 電子納品とは、工事写真、完成図を「工事完成図書の電子納品等要領」（以下「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて電子データで作成し納品するものである。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、監督職員と協議のうえ決定する。また、電子納品の運用にあたっては、「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品等運用ガイドライン【工事編】、【資料編】」を参考にする。
- 2) 「工事完成図書」は、「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で2部提出しなければならない。なお、「要領」に記載がない項目の電子化及びDVD-Rでの提出については、監督職員と協議のうえ決定する。
- 3) 工事写真是、「デジタル写真管理情報基準」に基づき提出しなければならない。
- 4) 「紙」による「工事完成図書」の提出は監督職員と協議のうえ決定する。

3-5 JIS Q 9001:2000(ISO9001:2000)に関する事項

1. 適用

(1) 当該工事は、JIS Q 9001:2000(ISO9001:2000)認証取得している受注者が希望する場合、監督業務の一部を受注者の自主的な施工管理活動を活用する等の「ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱い」を行う工事である。

なお、受注者が共同企業体の場合における「ISO9001認証取得している受注者」とは、すべての構成員がISO9001認証取得者である共同企業体をいう。

「ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱い」を希望する受注者は、工事請負契約後14日以内に、次に掲げる書類を添えて申請書を提出しなければならない。ただし、③及び④に掲げる書類については、①に掲げる書類によってその内容を確認することができる場合は、提出を要しない。

- ① ISO9001認証の取得に係る登録証の写し
- ② ISO9001審査に係る次の書類
 - イ 直近の審査報告書（初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限る。）の写し
 - ロ イの審査に係る合否判定結果の写し
- ③ 申請に係る工事を担当する内部組織がISO9001認証取得している場合にあっては、その旨を示す書類
- ④ ISO9001認証の範囲が、工事の内容に一致していることを示す書類
- ⑤ 申請者が申請日の前年度及び前々年度（申請日の属する月が4月から7月までの場合にあっては前々年度及びその前年度）に地方整備局の所掌する港湾工事を完成し、その成績評定を受けている場合においては、すべての請負工事成績評定通知書の写し
- ⑥ ⑤の成績評定を受けていない場合において、ISO9001認証の取得以降に地方整備局の所掌する港湾工事の成績評定を受けているときは、当該成績評定に係る直近の請負工事成績評定通知書の写し

- (2) 契約締結後、JIS Q 9001:2000(ISO9001:2000)の認証の維持に関して不測の事態又は疑義が生じた場合は、直ちに監督職員に報告し、協議するものとする。
- (3) ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いを行う場合は、従来の監督業務のうち、「指定材料の確認」、「工事施工状況の確認」、「出来形の確認」、「施工状況検査」については、原則として、受注者の自主的な施工管理活動を活用して実施するものとする。
また、適切な時期に、監督職員が受注者の自主検査記録と品質システム運用状況を確認、把握するものとする。
- (4) 監督職員が、適切な時期に受注者の自主検査記録と品質システム運用状況を確認、把握した結果、不都合が多いと認められた場合は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いを中止し、従前の監督業務を実施するものとする。

2. 当該工事品質計画書の提出

ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いを行う場合、受注者は、品質システム文書(マニュアル、手順書、品質計画書)のうち、当該工事品質計画書を工事着手前までに監督職員に提出するものとする。

この場合、施工計画書と当該工事品質計画書の記述内容に重複する部分がある場合は、品質計画書の記述を施工計画書に参照又は引用する構成で作成してもよい。または、当該工事品質計画書と施工計画書の双方が網羅されていれば1冊に統合した構成で作成してもよい。なお、施工計画書と当該工事品質計画書の構成については、監督職員と協議の上決定し作成するものとする。

また、当該工事を同一企業内の複数の組織で担当する場合で、かつ各組織ごとに別々に認証取得している場合には、各組織ごとに当該工事品質計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

なお、当該工事を同一企業内の複数の組織で担当する場合は、当該工事品質計画書において各組織との関係を明確に記述するものとする。特に各組織に分担された工事の進め方等について記述するものとする。

(1) 受注者が甲型特定建設工事共同企業体の場合は、その代表者の品質システムを共同企業体の品質システムとして適用するものとする。

ただし、工場製作等で代表企業と作業場所を異にする作業がある場合には、当該作業を行う共同企業体構成員も認証取得しているものとする。

また、甲型特定建設工事共同企業体がその代表者の品質システムを共同企業体の品質システムとして適用することを当該工事品質計画書に記述するものとする。

また、当該工事品質計画書又は施工計画書には、代表者と構成員の関係を記述するものとする。

(2) 受注者が乙型特定建設工事共同企業体の場合は、各構成員の当該工事品質計画書を監督職員に提出するものとする。

また、乙型特定建設工事共同企業体の代表者を含む各構成員は、当該工事品質計画書又は施工計画書に各構成員に分担された工事の進め方、責任分担などについて、当該工事品質計画書又は施工計画書に記述するものとする。

(3) 受注者が甲型経常建設共同企業体の場合は、出資比率が最大の者、もしくは出資比率が同率の場合はどちらか一方(以下「出資比率が最大の者等」という。)の品質システムを共同企業体の品質システムとして適用するものとする。

ただし、工場製作等で代表企業と作業場所を異にする作業がある場合には、当該作業を行う共同企業体構成員も認証取得しているものとする。

また、甲型経常建設共同企業体については、出資比率の最大の者等の品質システムを共同企業体の品質システムとして適用することを当該工事品質計画書に記述するものとする。また、当該工事品質計画書又は施工計画書には、代表者と構成員の関係を記述するものとする。

3. 検査時の提出書類

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、監督業務のうち、受注者の品質システムに基づき作成する、品質管理及び出来形管理に関する書類については、必要事項が網羅されている場合に限り、監督職員が承諾の上、指定様式等によらず受注者の自主検査記録等の様式により提出しても良いものとする。

4. 内部品質監査の実施

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、受注者は、当該工事において、以下に定める事項に基づき、内部品質監査を実施するものとする。

(1) 内部品質監査員の資格基準

内部品質監査における監査チームのリーダーは、10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは1級土木施工管理技士等の資格を有すると共に、(財)日本適合性認定協会(JAB)の認定を受けている審査員養成機関が実施する内部品質監査員養成セミナー(研修)またはそれと同等の研修を終了し、その後、現場作業所を対象に監査チームのリーダーを経験した者とする。

(2) 実施時期

内部品質監査は、施工途中及び工事完了前に実施する。なお、施工途中においては、6ヶ月を超えない間隔で実施する。

なお、受注者は、当該工事品質計画書又は施工計画書に、当該工事で実際に内部品質監査を行う監査チームリーダーの氏名、経歴、経験及び具体的な監査実施時期を記述するものとする。

5. 検査・測定及び試験の担当者と承認者の明確化

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、受注者は、当該工事において、設計図書に基づいて実施される検査・測定及び試験の担当者、承認者を定めるものとする。

なお、受注者は、当該工事品質計画書又は施工計画書に、設計図書に基づいて実施される検査・測定及び試験の担当者、承認者を記述するものとする。

6. 検査・測定装置及び試験装置の管理

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、受注者は、当該工事において、検査・測定装置の管理担当者を定めて、校正、使用前点検等を実施し、適切に管理するものとする。

また、検査・測定装置及び試験装置の管理の記録に関して、監督職員が提示又は写しの提供を求めた場合は、受注者はこれに従うものとする。

なお、受注者は、当該工事品質計画書及び施工計画書に、必要とする検査・測定装置及び試験装置の名称、管理担当者、承認者及び管理方法を記述するものとする。対象となる検査・測定装置とは、その結果が目視等では確認できず数値のみでしか管理できないものとする。

7. トレーサビリティの確保

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、受注者は、当該工事において、必要とする材料について、工事完了後に、使用場所、時期、品質が確認できるよう、管理を行うものとする。トレーサビリティの管理の記録に関して、監督職員が提示又は写しの提供を求めた場合は、受注者はこれに従うものとする。

なお、受注者は、当該工事品質計画書及び施工計画書に、必要とする材料について管理項目、管理方法を具体的に記述するものとする。

8. 品質記録

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、受注者は、当該工事において作成した品質記録に関し、監督職員が提示又は写しの提出を求めた場合は、これに従うものとする。

3-6 工事コスト調査について

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「共通仕様書」に記載されたものの他、追加として下記の調査に協力しなければならない。

- (1) 受注者は、下請負者の協力を得て下記の調査票を作成し、工事完了後、速やかに発注者に提出しなければならない。なお、調査票等については別途監督職員から指示する。
- (2) 受注者は、提出された調査票等について、その内容のヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

- (3) 提出された調査票は、東北地方整備局のホームページにより公表する。

資料名	内訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－1	積算内訳書の発注者と受注者における当初と実績の比較表
比較表－2	積算内訳書に対する明細書の発注者と受注者における当初と実績の比較表
比較表－3	受注者の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－4	受注者の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	受注者、下請負者の工事費内訳

- (4) 低入札契約におけるモニターカメラの設置

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

- (5) 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、(以下に示す工種の不可視部分及び)監督職員の指示した工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

① ○○工

3-7 管理技術者等の配置等

- (1) 本工事は、監督職員の他に監督職員の補助業務を行う管理技術者等を配置する。

- (2) 本工事を担当する管理技術者等の氏名は後日通知する。

- (3) 管理技術者等が監督職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、関係書類の提出に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。ただし、管理技術者等は、工事請負契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。

3-8 「設計変更協議会」の設置

- (1) 本工事において、設計変更の可能性がある場合、受注者は、設計変更の妥当性等について協議を行う場である「設計変更協議会」の開催について、主任現場監督員に対して発議することができる。

- (2) 「設計変更協議会」の概要及び開催手続き等については、別途監督職員より通知する。

3-9 監理技術者等の専任を要しない期間について

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

- (2) 工事完成後、検査が完了し(発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任は要しない。なお、検査が完了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(「検査結果通知書」等における日付)とする。

- (3) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により工事を全面的に一時中止している期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、事象が生じた時点で別途指示する。

3-10 排出量を増加させないための燃料の使用

- (1) 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用する時は、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。)を選択しなければならない。
- (2) 受注者は、監督職員より特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合は、提示しなければならない。
- (3) 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

3-11 特定調達品目の使用について

受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。「グリーン購入法」という。)」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するよう努めなくてはならない。

ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。その調達実績の集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、特定調達品目を使用するに際して必要となる設計図書の変更については、監督職員と協議するものとする。

3-12 暴力団等による不当介入を受けた場合の措置

- (1) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。
下請人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (2) (1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告しなければならない。
- (3) (1)及び(2)の行為を怠ったことを確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。
- (4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。